

技第155号の2  
令和2年4月23日

岐阜県建設産業団体連合会長 様  
岐阜県行政書士会長 様

岐阜県県土整備部技術検査課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る解体工事業及び  
浄化槽工事業登録に係る申請書の提出方法について（依頼）

平素は建設行政について格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、県においては、各種の対策を講じているところです。

標記の件について、当面の間、解体工事業及び浄化槽工事業登録に係る申請書類の提出方法を下記のとおりとしますので周知いただきますようお願いいたします。

記

1 提出方法

- (1) 解体工事業及び浄化槽工事業登録の申請や届出を原則「郵送」とする。
- (2) 返送についても原則「郵送」とする。

ただし、代理人申請の場合で、代理人への返送をご希望される方は返信用封筒（切手不要）を同封してください。

2 適用期間

令和2年4月27日から当面の間

3 その他

新規登録時は、技術管理者が基準に適合する者であることを証する書面として卒業証書等の原本確認を行っているが、特例として適用期間中は不要とする。

所属	技術検査課 建設人材育成係		
係長	大塚	担当	早崎、坂東
電話番号	058-272-8499		
FAX	058-278-2734		